

青森県報

号外第五十三号

平成十五年五月十九日(月曜日)

目 次

選挙管理委員会

- 青森県知事選挙を行うべき事由が生じた旨の告示……………(事務局)：一
青森県における直接請求のための署名を求めることができ
ない期間の告示……………(同)：一

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

青森県知事が平成十五年五月十六日辞職したことに伴い、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十四条の規定により、青森県知事選挙を行うべき事由が生じたので、同法第百四十三条第十九項第六号及び第百九十九条の五第四項第六号の規定により告示する。

平成十五年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

青森県選挙管理委員会告示第四十号

青森県知事選挙が行われることに伴い、この告示の翌日から青森県知事選挙の期日までの間、青森県においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)並びにこれ

らの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を
求めることができない。

平成十五年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭